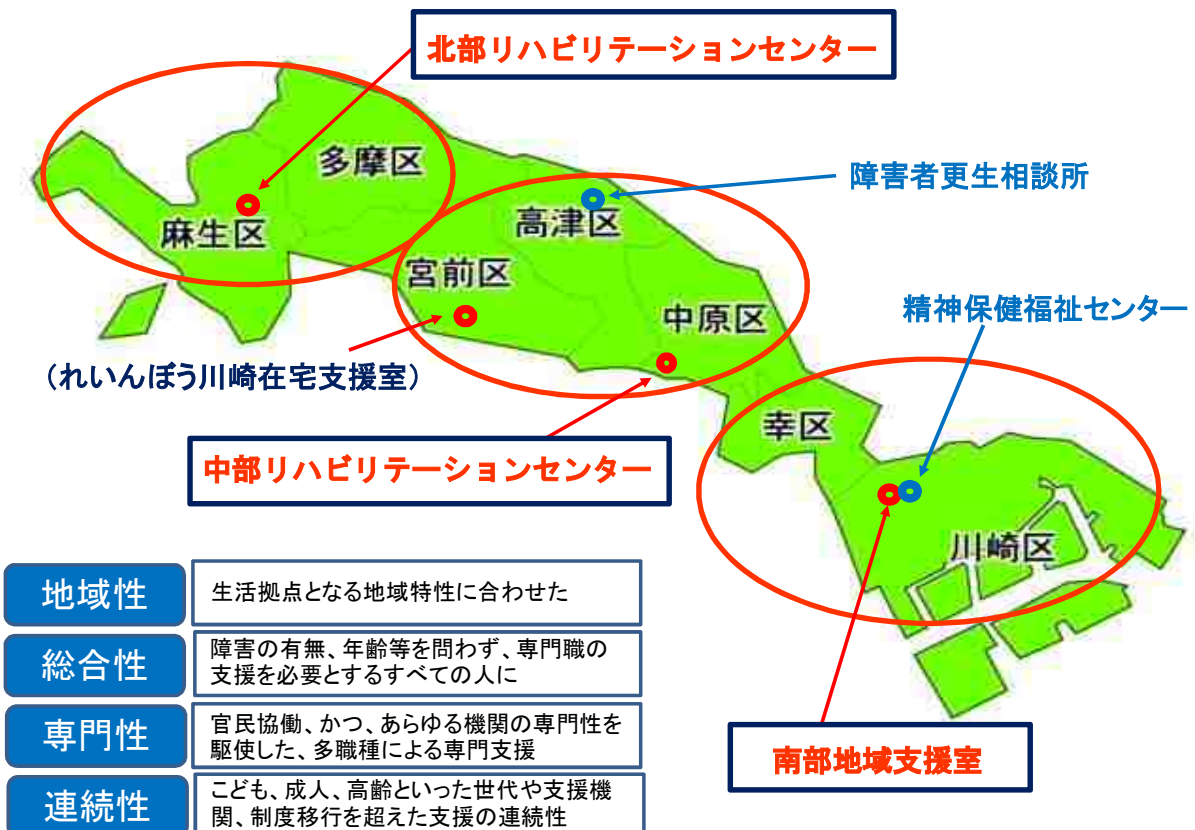


更生相談所・地域リハビリテーションセンターについて

～相談事例をとおして～

H28～ 地域リハビリテーションセンター体制



北部リハビリテーションセンター開設 平成20年

➡ 百合丘障害者センター設置 (精神保健福祉センター 分室機能)
(障害者更生相談所 分室機能)



所在地：麻生区百合丘

中部リハビリテーションセンター開設 平成28年

➡ 井田障害者センター設置 (精神保健福祉センター 分室機能)
(障害者更生相談所 分室機能)



所在地：中原区井田

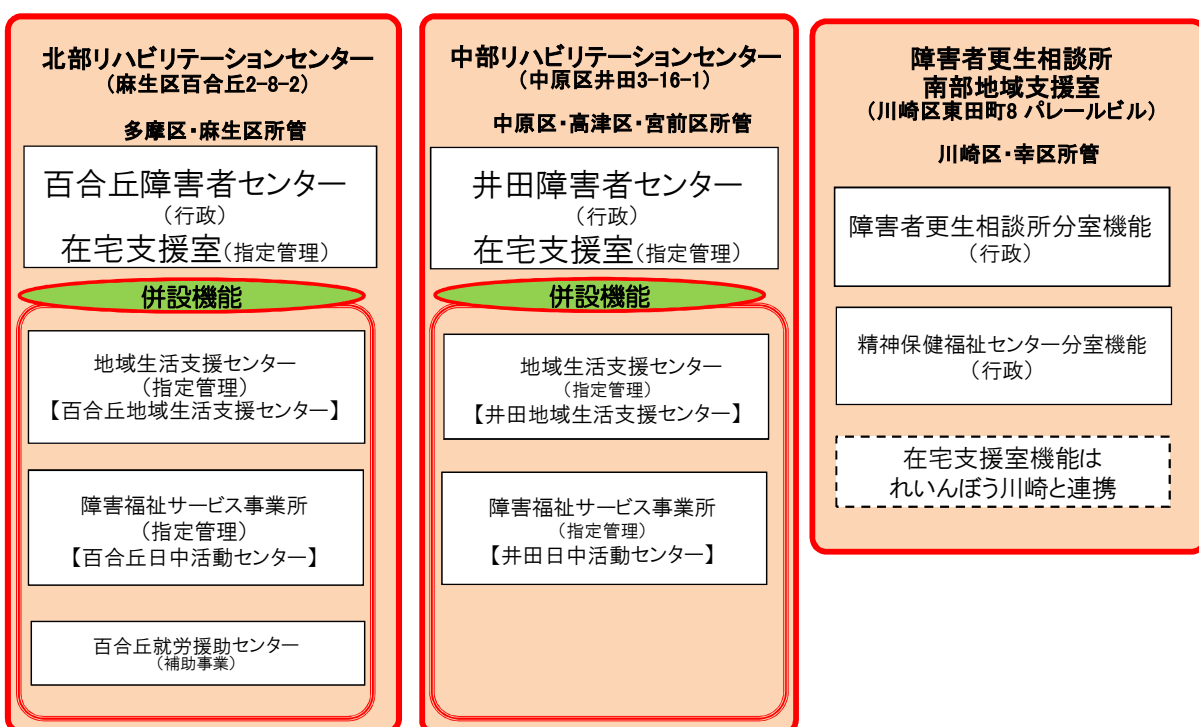
令和3年4月 開設予定 総合リハビリテーション推進センター 南部リハビリテーションセンター



イメージ図

所在地 : 川崎区日進町

H28～ 地域リハビリテーションセンター施設構成



R3 総合リハビリテーションセンター施設概要

総合リハビリテーションセンター



障害者センターの主な業務

- **身体障害のある方への相談**
 - * 日常生活用具給付の相談・評価
 - * 肢体不自由児者の補装具判定
 - * 在宅重度障害児者「やさしい住まい推進事業」
 - * 専門相談(施設支援) 等
- **知的障害のある方への相談・支援**
 - * 療育手帳取得のための判定
 - * 在宅障害者地域サービス事業 等
- **精神障害のある方への支援**
 - * 地域精神保健福祉相談・支援
 - * 専門相談
(社会的ひきこもり、アルコール、薬物、思春期 等)
- **その他、年齢、疾病、障害問わず、何らかの理由によって日常生活に支障が生じている方、リハビリテーション専門職の支援を必要としている方のご相談に応じます。**

障害者更生相談所の主な機能

●相談判定機能

- * 聴覚障害児者の補装具(補聴器)判定【全市域】
- * 身体障害者手帳【『聴覚障害』】取得のための判定
- * 聴覚障害に関わる相談事業 ……等

●身体障害者手帳の診断書の審査機能

●発達相談支援系の児童への支援機能

※療育手帳取得のための判定・聴覚障害以外の補装具判定や専門相談（施設支援）事業は、地域リハビリテーションセンターへ移管されました。

多職種連携による重層的な相談支援

地域みまもり支援センター

地区担当の「保健師」をはじめ、心理職、社会福祉職、管理栄養士、教育主事などの専門職種



補装具について
多職種連携

障害者センター(南部地域支援室)

南部・中部・北部の3エリア
ケースワーカー(社会福祉職)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職、保健師などの専門職種

すべての地域住民

相談事例

補装具について

【対象者】

- ・身体障害者手帳を所持している方。
(障害名や等級などの要件があります。)
- ・難病(332疾病)の診断を受けている方。

【要件】

- ・医学的根拠が必要になります。(判定)

【制度】

- ・介護保険法対象者は、介護保険法の福祉用具貸与の方が優先となります。
- ・高齢者施設入所者でも、必要に応じて下肢装具を新規作製することや、医療で作製した下肢装具の再作製や修理は可能です。
- ・高齢者施設入所者が利用する車椅子は、施設備品での対応となります。
(原則として補装具費支給の対象にはなりません。)
- ・高齢者施設で利用する支給済みの車椅子については、修理が可能な場合があります。

リハビリテーション科 外来風景



医師による診察および判定

装具業者による採寸



採型



仮合せ



完成



例えばこんな相談が・・・。

- ①病院入院中に作製した短下肢装具のベルト消耗、底へりしてしまった。リハビリ科への通院は今はしておらず、足のことで相談できる病院はない。(施設入所者も含む)
- ②退院時よりも、だいぶ機能が回復している。この短下肢(SLB)では重く、つかれてしまう。
- ③外出手段がなく、家に閉じこもりがち。自分一人でも出かけられる方法があれば。
- ④介護保険で車椅子をレンタルしているが、ご本人の身体に合っているか分からない。車椅子の選定について助言が欲しい。
- ⑤施設備品の車椅子では姿勢が崩れてしまう体に合っているかどうか確認してほしい。又解決方法があれば教えて欲しい。
などなど・・・。

事例1

- ・ 年齢 : 50代 男性
- ・ 障害名 : クモ膜下出血後の両側片麻痺
- ・ 身体障害者手帳1級
- ・ 主訴 : 足の変形が強い、安定した立位をとらせたい。
- ・ 相談元 : 入所先の担当職員
- ・ 生活状況 : 施設入所中 施設内は車椅子で移動している。

短下肢装具を作製した ケース



事例2

- 年齢 : 60代 女性
- 障害名 : 脳性麻痺による下肢麻痺、側弯症、呼吸器機能障害(常時 酸素ポンプを使用)、心不全の既往あり。大腿骨骨折後の下肢機能障害
- 身体障害者手帳4級、呼吸器障害1級
- 主訴 : 車いすに座れない。父と面会したい。(施設内) 外出したい。(散歩、通院等)
- 相談元 : ケアマネージャー
- 生活状況: 後見人付き現在、施設入所中 (90代の父 施設入所中)

既製品では対応できず、
車いすを作製したケース。



車椅子の仮合わせ



事例3

- ・ 年齢 : 70代 女性
- ・ 障害名 : 脳出血による右片麻痺、言語障害、
右大腿骨頸部骨折の後遺症
- ・ 身体障害者手帳 1級 要介護4
- ・ 主訴 : 姿勢が崩れやすい。(右に傾いたり、お尻が前に滑ったりする。移動時、足が落ちてしまう。)
- ・ 相談元 : 入所先の施設職員
- ・ 生活状況: 施設入所中 施設内は車椅子で移動している。
(左の手足で駆動)

座位姿勢の相談を受けたケース

訪問時



調整後



事例4

年齢 : 50代

障害名 : 筋萎縮性側索硬化症
身体障害者手帳1級、要介護5

主訴 : 外出を継続したい
PCを活用し、情報の収集及び発信を
続けたい

相談元 : 区役所

生活状況: 本人・妻・子の4人世帯
持ち家、一戸建て

事例報告内での画像や動画については、本人より同意を得て使用している。



可搬型階段昇降機



福祉用具貸与事業者・階段昇降機のメーカー・建築士と階段昇降の方法を検討。また、扱う方法についてヘルパーと共有。

改修やスロープの導入





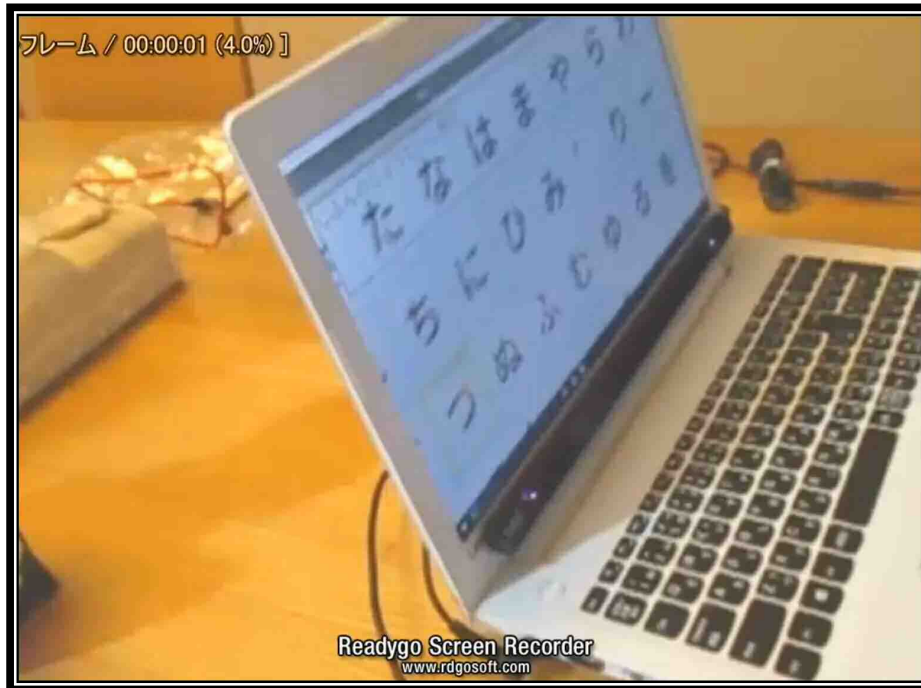
可搬型階段
昇降機

重度障害者用意思伝達装置



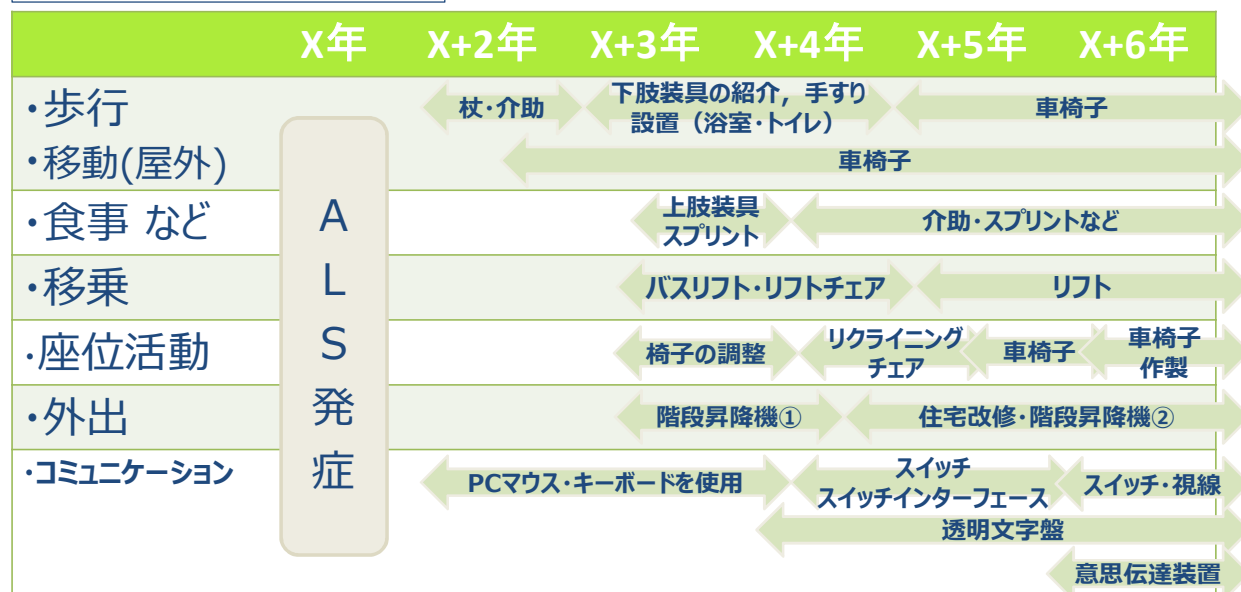
「スイッチの選定」
歪みを感じ出来るス
イッチを使用。





重度障害者用
意思伝達装置

支援機器の導入時期



事例5

年齢 : 60代

障害名 : 多系統萎縮症

身体障害者手帳2級、要介護4

主訴 : 2階の寝室で寝たい

相談元 : 夫

生活状況 : 夫と2人世帯

持ち家、一戸建て

事例報告内での画像や動画については、本人・家族より同意を得て使用している。





リハセンターにて階段
昇降機のデモ



ホームコール



スイッチの種類や設置
位置の検討



事例6

- 年齢 : 60代 女性
- 障害名 : 脳血管障害後遺症による失語症
- 主訴 : コミュニケーションを取りやすくしたい
- 相談元 : 通所施設の職員
- 生活状況 : 夫と娘と三人暮らし

失語症になると・・・

ことばの4つの側面

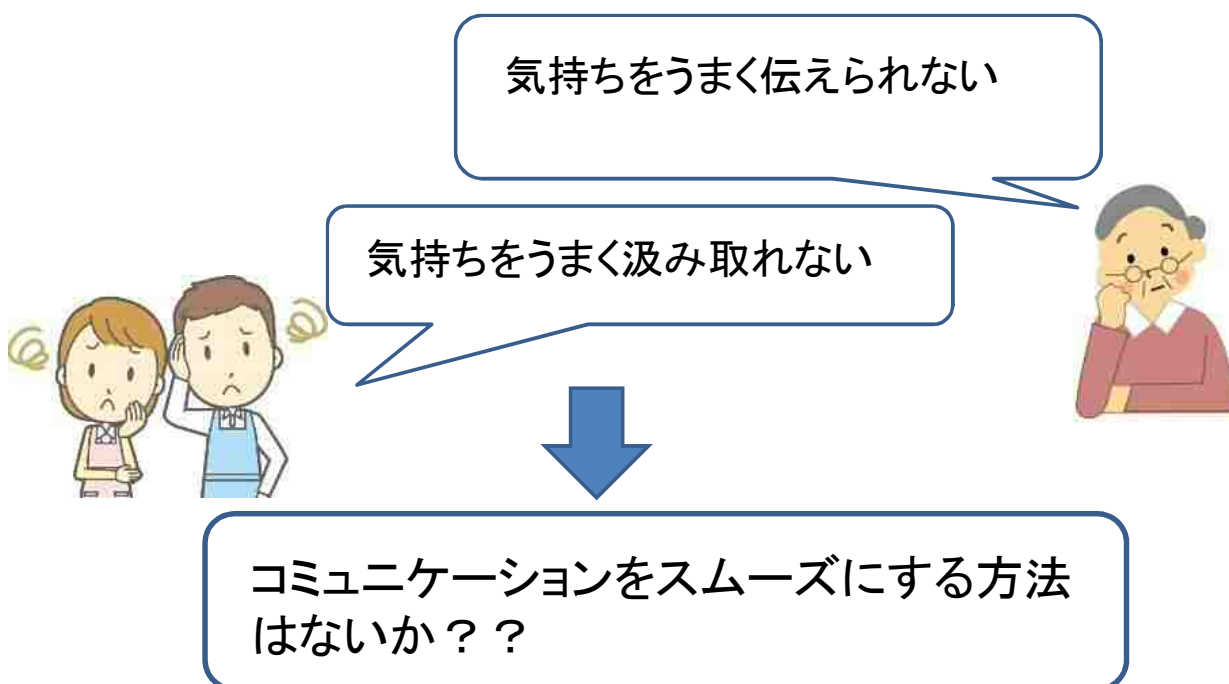
聴く・話す・読む・書く

すべてになんらかの影響が生じ

コミュニケーション障害となる



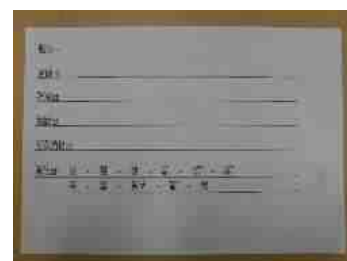
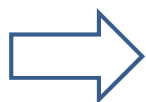
認知症ではないので、
基本的に言語以外の部分は保たれる



ご本人さまへ：代償手段のご提案

・コミュニケーションノート

：必要なことを見せる、選んでもらう



・スマホ、タブレット

：カメラで行った場所などを写真に残して伝える
アプリのスタンプ機能で連絡を取り合う

ご家族・支援者の方へ： 話を引き出す工夫

・“はい・いいえ”で答えられる質問

・選択肢で答えられる質問

・わかったことを紙に書いていく

事例7

- ・年齢 : 80代
- ・障害名 : 両側感音難聴による聴覚障害
- ・主訴 : 身体障害者手帳を取得して、新しい補聴器を作りたい
- ・相談元 : ケアマネージャー
- ・本人の状況 : 内科医は「認知症はない」と言っているが、ケアマネージャーはそう思っていない

※検査結果より、身体障害者手帳(4級)は取得できそう・・・



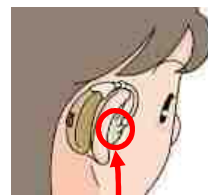
※でも、自費購入した補聴器を使いこなせていない・・・

- はずした時にスイッチを切らないため、すぐに電池がなくなる
- 耳栓を耳に入れたり、補聴器を耳にかけたりが、きちんとできていない
- あまり使っていない。補聴器の限界が理解できておらず、新しくすればOKと思っている



※補聴器の装用指導・イヤモールドの作成を実施！！

- 電池交換がうまくいかない→ヘルパーさんの支援を提案
→最終的に、自力で毎週決まった曜日に交換できるようになる



- 耳の穴が小さいこともあり、イヤモールドを作成することを提案→最初は、うまく入れられなかったが、最終的になんとか自力でできるように(今は、さらにうまくなっている)

- 毎日一定時間使用することや補聴器の限界があることを丁寧に説明

…等

**※ケアマネージャー同席の元、共に理解してもらう
【支援は必要】**

おわりに

- 年齢、疾病、障害問わず、何らかの理由によって日常生活に支障が生じている方、リハビリテーション専門職の支援を必要としている方のご相談に応じます。
- 御本人を含めて、一緒に考え、知恵を出し合い、共に支援をしていきます。
- 今後ともよろしくお願いいたします。

地域リハ
センター



地域
支援者

施設職員向け研修



地域の高齢者を消費者トラブルから守るために

～介護事業者連絡会議～

日時：令和元年 10 月 16 日(水)・17 日(木)

場所：すくらむ 21 (川崎市男女共同参画センター)

(1) 川崎市消費者行政センターの紹介

川崎市の行政機関であり、消費者庁、国民生活センター等と連携を保ちつつ、消費者への情報提供、苦情処理等の消費者行政を推進しています。

月～金曜日 9:00～16:00 電話相談、来所相談 祝日・年末年始(12/29-1/3)を除く

金曜日 16:00～19:00 夜間相談(電話相談のみ)

土曜日 10:00～16:00 土曜相談(電話相談のみ)

区役所出張相談(事前予約制)

多摩区役所：月曜日 高津区役所：火曜日 中原区役所：金曜日

(2) 全国的な消費者トラブルの傾向

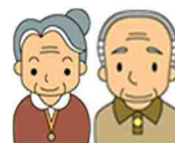
(平成 30 年度版消費者白書「消費者庁」より抜粋)

消費者問題の概況

①消費生活相談件数は 101.8 万件と 11 年ぶりに 100 万件を超えた。

②高齢化に伴い高齢者に関する相談の割合は増加傾向にある。

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の不安を持っているといわれ、投資勧誘トラブルや、健康食品に関する相談等が多く寄せられている。



③詐欺的な手口に関する高齢者の相談として「架空請求」が近年急増している。

④通信サービスに関する相談は長期的には増加傾向にある。

⑤デジタルコンテンツに関する相談は、アダルト情報サイトの相談の減少により減少傾向にある。

⑥SNS をきっかけとした相談は中高年層が大きく増加している。

⑦決済手段の多様化(クレジットカードやデビットカード電子マネー等)に伴う消費生活相談が増加している。仮想通貨と関連付けた利殖商法や投資詐欺等の悪質商法に関するトラブルも増加。

⑧海外事業者との越境取引に関するトラブル「詐欺疑い」「商品未到着」等相談も増加している。

今年上半期の特殊詐欺の状況(2019年8月1日警察庁発表)

被害件数 8,025 件

被害額 約 146 億 1 千万円

〈手口別件数〉 オレオレ詐欺 3,570 件

架空請求詐欺 1,722 件

還付金詐欺 1,157 件

カード手交型詐欺 1,393 件 他

前年同期より減少しているが、依然として深刻な状況にある。

【架空請求】

・架空請求の手段は、電話、ハガキ、電子メール、SNS 等様々だが、ハガキによるものが、約 18.8 万件と 2017 年の 3 倍以上増加している。巧妙化するハガキのほか、封書で届くケースも

ある。

- ・架空請求ハガキの相談は、9割以上は女性（50歳代～80歳代が中心）
- ・架空請求の既支払額は、2011年と比べて、1,000円から1万円未満の相談が減少する一方で、10万円以上50万円未満の相談が増加している。中には5,000万円超のものもある。

〈架空請求ハガキの例〉

民事訴訟最終通達書
訴訟管理番号（ソ） 377

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 令和元年 6月10日

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口
03-6809-0574
受付時間（日、祝日は除く）
平日9:00～20:00/土曜日11:00～17:00
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3号

★脅かし
「差し押さ
え」「強制執
行」等の言葉
で焦らせる

★公的機関
や裁判所等
類似した名
称をかたる

★急がせる
取り下げ期間
を短く設定し、
焦らせる

〈架空請求 SMS の例〉

★あいまいな表現で不安にさせる

★実在の事業者名をかたっていることも

有料コンテンツ利用料金のお支払い確認がとれていません。本日もご連絡ない場合、法的処置に移行致します。至急ご連絡下さい。

Received: 10:12

メッセージを入力

★急がせる
「本日中」「至急」等の言葉で焦らせる

★脅かし
「法的措置」等の言葉で焦らせる

消費者へのアドバイス

- ① 身に覚えがなければ絶対に連絡しないようにする。
- ② 架空請求は消費者の情報を完全に特定した上で送られているわけではない。記載されている連絡先に連絡してしまうと、相手とのやり取りの中で自分の情報を相手に知られてしまい、その情報を元にさらに金銭を請求される可能性がある。

- ③ 「訴訟最終告知」等と記載されても、正式な裁判手続では、訴状は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で郵便職員が直接手渡すことが原則となっており、訴状が郵便受けに投げ込まれることはない。不安に思った時は消費者行政センターに相談をする。

【カード手交型詐欺】

- ・ 昨年分から特殊詐欺に含めることになった。
- ・ 被害者の9割以上が65歳以上。



〈カード手交型詐欺の相談事例〉80歳 女性

大手デパートを名乗った総務課の担当者から、「今あなたのクレジットカードで腕時計を買おうとした中国人女性がいる」と電話があった。担当者は「その女性の態度が不審なので、クレジットカードの情報を確認してあなたに電話をしている。今から伝える金融関連の協会に電話をするように」と言われた。クレジットカードは持っていない。まだ電話をしていないが、どうしたら良いのだろうか。

消費者へのアドバイス

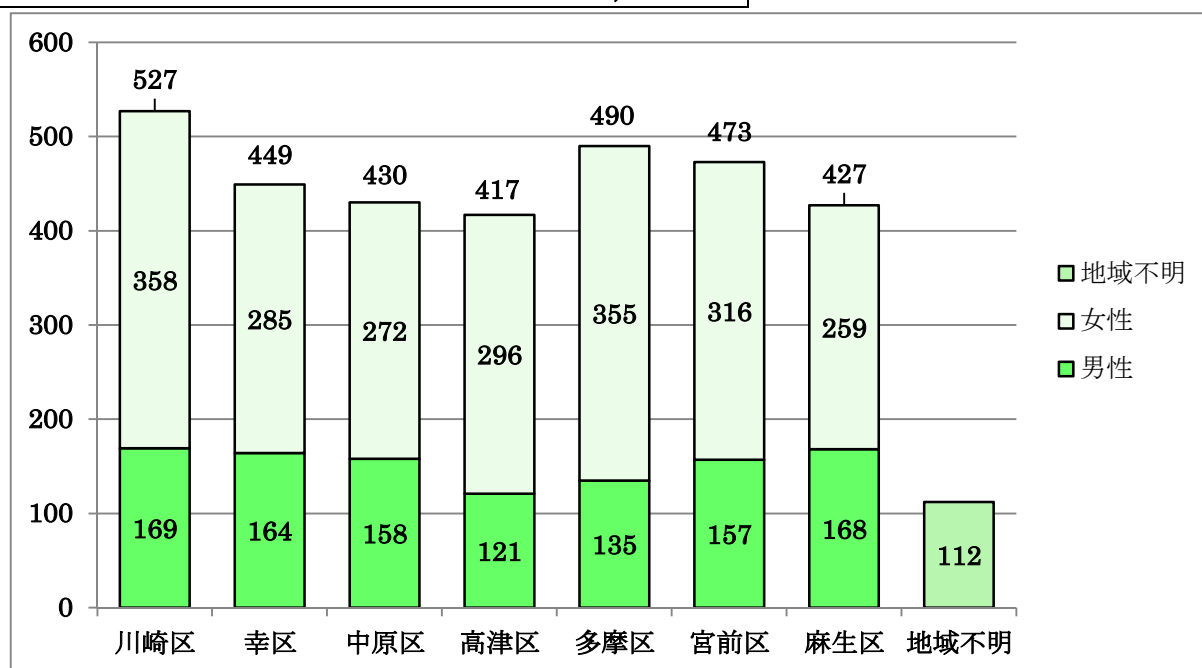
デパートの関係者を騙る特殊詐欺である。指示されたところに電話をすると、言葉巧みに現金を騙し取られる可能性があるため、暫くは電話を留守番電話にする等、不審な電話には出ないようにする。

(3) 川崎市の高齢者消費生活相談の概要 (平成30年度消費生活相談年報より)

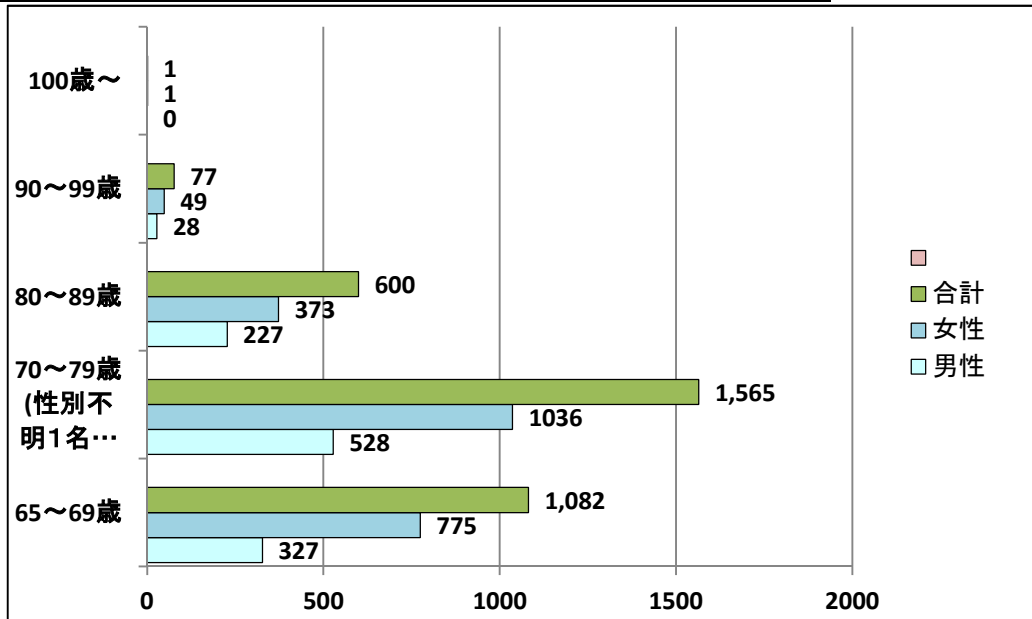
平成30年度「川崎市消費者行政センター」で受け付けた相談件数と概要

- ① 平成30年度に受け付けた相談件数は、10,489件で、前年度に比べて17.5%増加した。
- ② 契約当事者の年代別では、多い順に70歳以上、60歳代、50歳代、40歳代、30歳代、20歳代、19歳以下となっている。前年度に比べて、70歳以上・60歳代・50歳代で増加している。
- ③ 上位品目は、1位「商品一般」、2位「デジタルコンテンツ」、3位「不動産賃借」、4位「工事・建築」、5位「インターネット接続回線」となっている。

契約当事者が65歳以上の相談件数 (総件数3,325件)



契約当事者が高齢者の年代別相談件数（65歳～100歳以上）



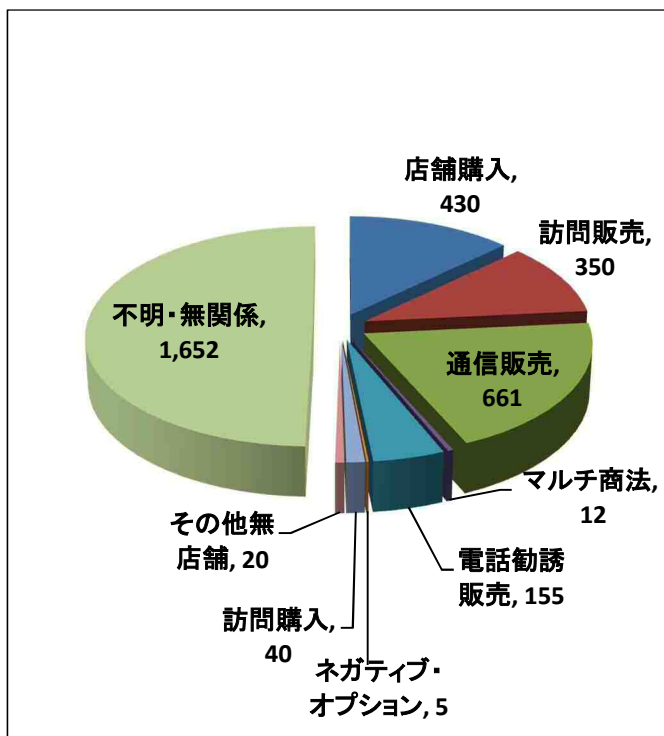
101歳の女性が契約当事者の相談

「屋根の瓦が落ちているので危ない。点検をする」と突然来訪した事業者が、屋根に上り「修理した」と言われたが対応できないと頼まれた。不審。(近所の住民から)

100歳の男性からの相談

40年前に嫁いだ娘あてに、「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というはがきが届いた。不審だが対処方法が分からない。

販売購入形態別相談件数（契約当事者が65歳以上の件数）



訪問販売	家庭訪販、SF商法 1日だけ開催する展示販売 キャッチセールス、アポイントメントセールス等
通信販売	郵便、テレビ、ラジオ、インターネット等を用いて契約
電話勧誘販売	電話で勧誘される契約
マルチ商法	販売組織の加入者が次々と消費者を加入させ、ピラミッド式に組織を拡大する商法
ネガティブオプション	勝手に商品を送り付け、代金を請求する
訪問購入	消費者の自宅を訪問し、物品を買い取る

契約当事者年代別（60歳代、70歳以上）・商品等順位

前年度と比較して著しく増加した「商品一般」では、『民事訴訟最終通告書』と題したハガキが届いたが、心当たりが無く不審。」という架空請求に関する相談が増加した。「デジタルコンテンツ」は、「スマートフォンに有料コンテンツの退会手続きのため、今日中に電子ギフトカードを購入して番号を送るようにというメールが届いた。」など架空請求を含む不当請求に関するものが多い。

また、無料で点検と誘われて、屋根工事の契約をしたが解約したい。保険で雨どいの修理工事ができると誘われたが不審だという工事・建築に関する相談も高齢者に多くなっている。

年代	総件数	1位	件数	2位	件数	3位	件数	4位	件数	5位	件数
60歳代	1,897	商品一般	795	デジタルコンテンツ	219	工事建築	48	役務その他サービス	42	他の健康食品・不動産賃借	各33
70歳以上	2,243	商品一般	619	デジタルコンテンツ	149	工事建築	122	インターネット接続回線	52	役務その他サービス	50

65歳以上の危害に関する相談（危害：32件）

【事例1】通販で化粧クリームを購入したが、2日間で顔がヒリヒリした。返品したいが、医者の診断書が必要と言う。



（70歳代後半：女性）

【事例2】惣菜店で、エビやイカの入った惣菜を買って食べたら下痢をした。

事業者には調査を依頼したが、問題ないと言われ不満。

（80歳代前半：女性）

【事例3】通販でダイエット器具を購入して妻が使ったら、腰を痛めた。返品を申し出たが、通電したら不可と言う。高齢者には危険と注意すべきだ。

（70歳代後半：男性）

【事例4】夫が寝室で転んでファンヒーターの吹き出し口に触れて火傷をした。



吹き出し口がこんなに熱くなるとは思わなかった。

（70歳代前半：女性）

【事例5】大人用粉ミルクをヨーグルトに混ぜて食べたら、腹痛を起こし3日間下痢をした。

メーカーに返品を申し出たが、応じてくれない。

（80歳代前半：女性）






相談を受け付けた時の対応

- ①危害の状況を確認した上で、相談者が要望すれば、相談者の意向に基づいて販売店やメーカーに事故の状況を伝え、対応を求める。
- ②食品の事故は、保険所にも連絡するように助言する。
- ③製品の事故で、相談者が商品テストを要望すれば、国民生活センターにテストが可能かを確認して、テスト依頼の手続きをする。

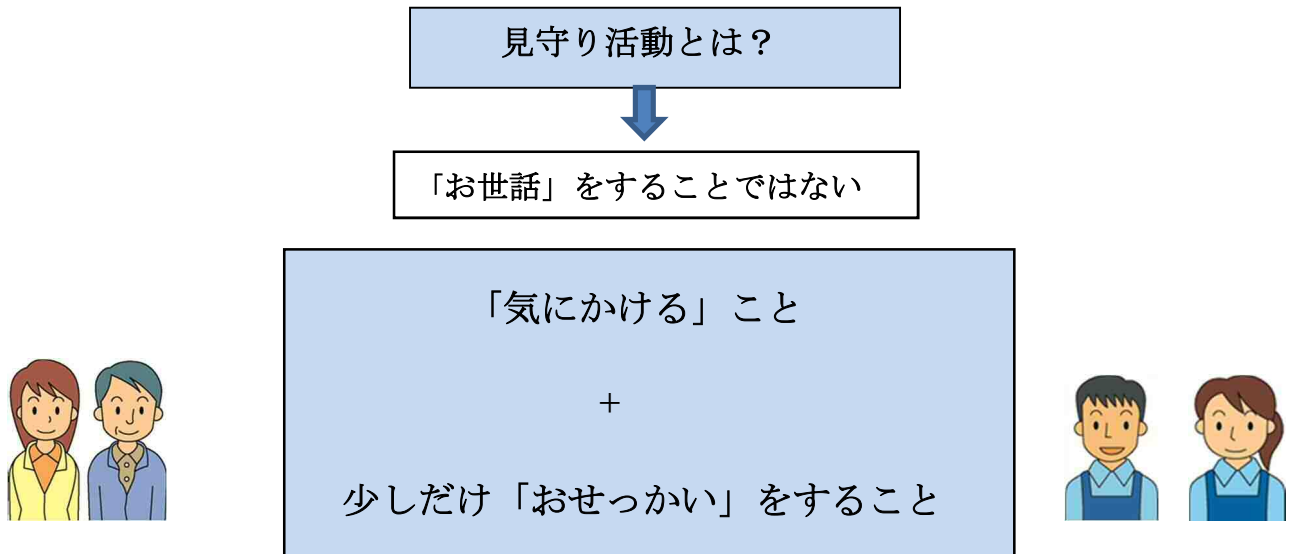
平成30年度川崎市に居住する高齢者が契約当事者の相談事例

高齢者に関する相談は、当事者だけでなく、家族や地域包括支援センター等見守り関係者からの相談も多い。

* 契約金額や内容は一部変更しています。

年齢	性別	商品・サービス・金額	相談内容
90歳代前半	女性	新聞 	<p>(娘から)【訪問販売】■高齢の母が2年先まで新聞購読契約をしていた。</p> <p>高齢の母と、二世帯住宅に住んでいるが、要介護1の認定を受けて、一定期間だけ施設に入居することになった。母がA新聞を購読していることは知っていたが、施設に入居する間は一時停止してもらおうと連絡したら、約2年先まで契約していることが分かった。最近、母は新聞も読まなくなったので解約したい。</p>
<p>アドバイス</p> <p>期間を決めた新聞購読契約は、契約書面受領日から8日間はクーリング・オフで解約できるが、期間を経過後は、一方的に解約はできない。契約書面を確認して書面に不備がある、また勧誘時の問題点があれば、指摘して話し合うこともできるが、高齢者で勧誘時の状況を確認できない場合は、業界団体で作られたガイドラインを示して、契約期間の短縮や、解約交渉できる場合もある。</p>			
80歳代前半	女性	ネックレスと指輪 (1万円) 	<p>(娘から)【訪問購入】■電話で「不用品は何でも買い取る」と誘われて・・・</p> <p>一人暮らしの母から相談された。2日前「不用品があれば何でも買い取る」と電話で誘われ、古い洋服を買い取ってもらおうと思い、来てもらうことにした。来訪した購入業者は玄関に並べた衣類を見て、「衣類はほとんど値段がつかない。使わない金のネックレスなどはないか」と強引に言われ、査定だけのつもりでジュエリーケースを業者に見せた。すると18金のネックレスと指輪を取り出し、購入代金として1万円と契約書を置いて、ネックレスなどを持ち帰ってしまった。大切なものなので購入業者に渡したことを後悔している。返してほしい。</p>
<p>アドバイス</p> <p>特定商取引法で、飛び込みの買い取りの勧誘は禁止されている。(不招請勧誘の禁止) 電話の後、来訪後に買い取りの契約をした時は、契約書面受領日から8日間はクーリング・オフで解約が可能。また、クーリング・オフ期間は、物品を手元に置くことができる。</p>			
70歳代前半	女性	化粧クリーム (5千円) 	<p>(地域包括支援センターから)【定期購入】■高齢者がお試しのクリームを購入後、同じ商品が届いた。</p> <p>おそらく数か月前に、高齢者がカタログか何かを見て、お試しとして宣伝されていた化粧クリーム(2個で約5千円)を購入した。高齢者は注文日や支払い方法等は覚えていない様子。最近、同じ商品が届いて、5千円の支払伝票が入っていた。定期購入だと思うが、高齢者は定期購入だという認識がないので返品したいと申し出たが応じてくれない。</p>
<p>アドバイス</p> <p>新聞広告や、テレビショッピング、ネット通販等全ての通信販売に、クーリング・オフの適用はない。広告に返品特約の記載があれば、特約の範囲で返品が可能となる。「定期購入」についても広告にどのように記載があるかの確認が必要。広告表示が分かり難かったなど問題がある場合は、その旨を伝えて、事業者と返品交渉をする。</p>			

(4) 高齢者を消費者トラブルから守るために



異変への気づき

気づきのポイント

こんなサインに注意して下さい。早期発見、早期対応が大切です。

①家を訪ねたときに・・・	②家の周りの様子で・・・
<ul style="list-style-type: none"> ●未開封の段ボールや同じような商品がある。 ●郵便物が急に沢山届いている。 ●不自然なリフォーム工事がしてある。 ●カレンダーに印が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ●見かけない車が頻繁に止まっている。 ●見慣れない人が出入りしている。
③本人の様子で・・・	
会話をしているときに・・・	
<ul style="list-style-type: none"> ●突然の電話に脅えたり慌てたりしている。 ●急に外出が増えた。 ●困っているのに、言いたせない様子がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ふさぎ込んでいることがある。 ●お金に困っている様子が見られる。

声かけ → 連携 おせっかいをする勇氣

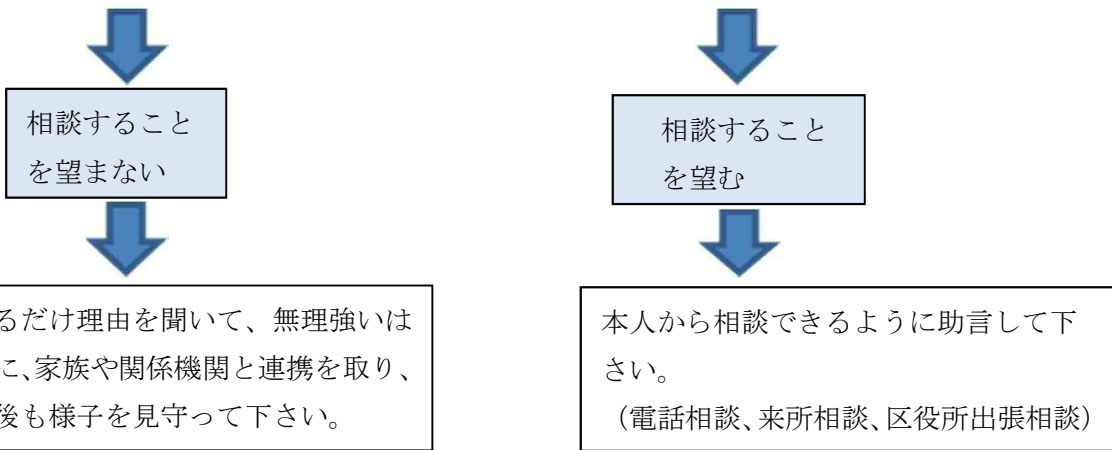
相談につなぐ

「消費者トラブルかも」と思ったら、本人の意思を確認して、

一緒に消費者行政センターに相談しましょうと助言して下さい。



最初は、家族や見守りの方からの相談も可能です。
その後、実際にトラブルを解決するためには、原則高齢者自身から話を聴き取る必要があります。



消費者トラブル予防策

【訪問販売】

- ・家の鍵は必ずかけて、来訪者は先ずインターホンごしに対応する。
- ・多額の現金は家に置かない。
- ・玄関に防犯ブザーを置いておく。
- ・玄関に「訪問販売断り」ステッカーを貼る。

【電話勧誘】

- ・番号表示の電話機にして、非通知の電話は拒否設定する。
- ・必要のない電話勧誘は、直ぐに電話を切る習慣をつけておく。
- ・そばに誰かがいれば（家族やヘルパー等）声をかけてもらって、他の人が居ると相手に思わせる。



迷惑電話防止装置付電話について



川崎市では、2014年に「迷惑電話チェッカー」の無料貸し出しを行っていたが、現在は終了している。通信事業者や電話機のメーカーなどに問い合わせ、各自が購入することになる。チェッカーは、県警や警視庁などが、詐欺に使われた可能性のある番号として、把握している電話番号からかかってきた場合、コール音はならず、チェッカーの赤いランプが点灯すると共に、「迷惑電話の恐れがあります」と音声で警告する仕組みになっている。

【消費者トラブルの最新情報を発信しているメールマガジンの登録をして下さい】

*かわさき消費生活メールマガジン

<mailto:mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp> (パソコン用)

<mailto:mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp> (携帯電話用)



(携帯用 QR コード)

*国民生活センターではメールマガジン「見守り新鮮情報」を発行しており、高齢者や障害者に関する悪質商法などの情報を電子メールで配信している。このメールマガジンは、国民生活センターHP (http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mgtop.html) で登録できる。

イラストは、「消費者庁イラスト集」より（川崎市消費者行政センターのキャラクターを除く）